

(公印・契印省略)

総基料第55号  
令和6年3月29日

沖縄セルラー電話株式会社  
代表取締役社長 菅 隆志 殿

総務省総合通信基盤局長  
今川 拓郎

接続料算定における費用配賦の見直しについて（要請）

標記について、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書（令和5年9月6日公表）及び「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」における検討結果を踏まえ、接続料算定における費用配賦の見直しについて、貴社において下記の事項を実施するよう要請する。

記

1 接続会計における費用配賦の見直しについて

本日以後に終了する事業年度に係る接続会計においては、固定資産及び営業費用について以下のとおり整理すること。ただし、移動電気通信役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者にあつては、この限りではない。

(1) 本日以後に終了する事業年度に係る接続会計における固定資産の整理に当たっては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（令和6年3月最終改定。以下「ガイドライン」という。）2(2)2)イ(オ)ア)に示す考え方にに基づき、音声伝送役務とデータ伝送役務に共用される固定資産をそれぞれの役務の勘定に整理すること。

(2) 本日以後に終了する事業年度に係る接続会計における営業費用の整理に当たっては、ガイドライン2(2)2)イ(オ)イ)のとおり、施設保全費、減価償却費及び固定資産除却費等の配賦に用いる、関連する固定資産価額比は、ガイドライン2(2)2)イ(オ)ア)に示す考え方にに基づき算定し、また、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連す

る固定資産区分の配賦基準に準ずること。

(3) (1) 及び (2) の固定資産及び営業費用の整理に当たっては、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）第4条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号。以下「事業会計規則」という。）第5条第1項において、事業者は、「事業会計規則別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表第二による損益計算書を作成しなければならない。」とされていることを踏まえ、各固定資産及び営業費用を適切な役務別固定資産帰属明細表の資産区分及び移動電気通信役務収支表の営業費用の科目に整理すること。

(4) 本日以後に終了する事業年度に係る接続会計について、役務別固定資産帰属明細表及び移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成する際には、配賦整理書の公表部分において、役務別固定資産帰属明細表における全ての資産区分及び移動電気通信役務収支表における全ての営業費用の科目ごとに、主な配賦基準を具体的に記載すること。

## 2 費用配賦見直しを踏まえた接続料の設定について

本日以後に終了する事業年度に係る接続会計を基礎として算定する接続料については、次に掲げる場合（移動電気通信役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者が、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「接続料規則」という。）第16条第1項の規定に基づき、音声伝送役務及びデータ伝送役務を提供する事業者の設定した接続料と同額として設定する場合を含む。）を除き、1により整理した接続会計及びガイドライン2（2）2）イ（オ）ウ）に示す考え方にに基づき算定すること。

(1) データ伝送交換機能の接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）

1) 令和5年度を基礎事業年度とする精算接続料（接続料規則第13条第4項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）が費用配賦の見直し適用前の令和5年度接続会計に相当するものに基づき合理的に算定する精算接続料の見込値を上回る場合には、当該見込値を精算接続料とみなして算定すること。

2) 令和5年度を基礎事業年度とし、令和7年度から令和9年度までに適用される予測接続料（接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）のうち、令和7年度に適用される予測接続料が令和6年2月に届出を行った令和7年度に適用される予測接続料を上回る場合には、当該令和6年2月に届出を行った令和7年度に適用される予測接続料を上限とすること。

3) 令和6年度を基礎事業年度とする精算接続料が令和6年2月に届出を行った令和6年度に適用される予測接続料を上回る場合には、当該令和6年2月に届出を行った令和6年度に適用される予測接続料を上限とすること。

4) 令和7年度を基礎事業年度とする精算接続料が令和7年2月末までに届出を

行う令和7年度に適用される予測接続料を上回る場合には、当該令和7年2月末までに届出を行う令和7年度に適用される予測接続料を上限とすること。

(2) 音声伝送交換機能の接続料

1) 令和5年度を基礎事業年度とする音声伝送交換機能の接続料は、令和5年度接続会計及び通信量等の実績値に基づいて算定すること。この場合において、当該音声伝送交換機能の接続料の原価に、令和5年度を基礎事業年度とするデータ伝送交換機能の精算接続料（回線容量単位接続料）の原価を令和5年度接続会計に基づいて算定する場合と（1）1）により算定する場合との差分を、その二分の一を上限として、加算して算定することを認める。

2) 令和5年度を基礎事業年度とする音声回線管理機能の接続料（他事業者がプレフィックス番号自動付与機能による接続を利用する際に貴社に支払う接続料をいう。以下同じ。）を算定するに当たっては、当該音声回線管理機能の接続料の原価に、令和5年度を基礎事業年度とするデータ伝送交換機能の精算接続料（回線数単位接続料）の原価を令和5年度接続会計に基づいて算定する場合と（1）1）により算定する場合との差分を、その二分の一を上限として、加算して算定することを認める。

なお、（1）及び（2）により、接続料が接続料規則の定めるところによらないこととなる場合には、当該接続料の設定を含む接続約款の変更の届出に当たっては、同令第3条ただし書の規定に基づく総務大臣の承認を申請すること。

3 費用配賦の見直しを踏まえた対応について

(1) 費用配賦の見直しの影響により、音声伝送交換機能の接続料原価が減少する見込みであることを踏まえ、貴社が音声伝送役務を提供する場合には、当該役務に係る利用者料金及び卸料金等の低廉化について検討すること。

(2) 費用配賦の見直しの影響により、データ伝送交換機能の接続料原価が増加する見込みであることを踏まえ、引き続き、コスト削減、ネットワーク利用の効率化及び将来予測の精緻化を図り、データ伝送交換機能の接続料の低廉化に努めること。

以上